

のき 議会上島町議会

平成24年 第2回定例会

本定例会は6月19日に招集され、会期を2日間と定めました。1日で審議等を終え閉会しました。なお、行政報告及び各議案の主な内容、議決結果は次のとおりです。

上村町長の行政報告

まず最初に、村上幸史選手のロンドンオリンピック日本代表決定を、町民の皆様と共にお祝いしたいと思います。日本選手権での自己最高記録・大会記録を塗り替えたその姿は上島町民の誇りであり、子供達の憧れと同時に手本とするところでもあります。村上選手の努力と実力は計り知れなく、まだまだ記録を伸ばすことは間違いありません。

また、村上選手は一参加選手ではなく、日本選手団主将という、とてつもない名誉と責任をも担うことになりました。

町民のみなさん、村上選手のロンドンオリンピックでの活躍を祈念し、「ふるさと上島町」から全力で応援していきましょう。

3月定例議会後の行政活動詳細は、上島町ホームページ内の町長活動報告にて代えさせていただきます。主な内容のみ報告いたします。

4月10日に、尾道航路についての協議を陳情者代表、議会代表、航路業者、行政側の4者において実施しました。行政からの民間航路への金銭支援については、今治市・尾道市においても単独支援の例はなく、愛媛県においても実例はないため、

慎重且つ正確に進めていく必要があることから、次回、業者側が正式な決算書を提出することも了解いただきました。

しかし、5月1日の存続に向けての第2回協議には、「弊社が無理に存続を望んでいる訳ではない」「独立の企業であるから独自の判断を行う」という理由で業者側からの決算書の提出もなく、出席していただけませんでした。

業者側は、行政の支援を望んでいると私は考えていましたが、そうではなかったということです。結果的に5月末をもって尾道航路は廃止となりました。

今後の対応は、この航路がなくなったことによつて上島町は何をなすべきかを、議会と共に協議して参ります。新たな尾道航路の検討や、町内では対処できない医療行為への交通費助成など、交通弱者対策について、しっかりと議論したいと考えています。

4月8日、14日の「いわぎ桜まつり」は、期間を1週間にしたこと、積善山が桜の名所として認知され、複数の旅行会社社に観光コースとして組みこまれた事などにより、町外から想像を超える観光客が訪れました。事前に公衆トイレやイベント広場の増設を行うことで、お客様をお迎えする準備を整えていましたが、



今後は積善山が日本を代表する観光地であることを再認識し、更なる環境整備に取り組んで参ります。また、この場をお借りして、桜まつりを盛り

上げ支えていただいている各種団体やスタッフの皆様、心からの御礼を申し上げます。

各地で開催された島四国も、島外客を含めた大勢の人達の交流の場となり、明るい笑顔に包まれました。先人達が残してくれたこの伝統文化を、永く引き継いでいくことも私達の大切な責務であることを再認識する日々でもありました。

4月18日からの2日間は、東京の関係省庁へ挨拶回りを行いました。訪問や協議をさせていただいた数は現在まで延べ約4,000人となり、何をいつ協議したかなど全てデータ化しております。今回も文部科学省や水産庁、国交省や総務省などにおいて上島町で活用できる施策や予算の情報を提供していただき、上島町の担当課に提案するよう指示を出しております。

足を運び情報収集し分析提案することが、国策により補助金が交付金化された現状での地方自治体が積極的に果たすべき役割であることは、数年前から上島町職員にも伝えており、今後も重要な活動方法として積極的に取り組んで参ります。

余談ではありますが、東京の新橋にレモンボークを専門に扱うお店があり、大変繁盛しています。このお店以外にも恵比寿などに上島町の特産品を扱ってくれているダイニング等があり、良い品物は東京でも十分に通用していることから、今後とも町長自らが営業活動を行う「トップセールス」を積極的に推進いたします。

4月22日には愛媛FCマツタウンが開催されましたが、同時刻に因島医師会介護老人保健施設の披露式典が重なりましたので、マツタウンは教育長に対応していただきました。因島医師会の施設は充実しており、上島町民もお世話になることがあると思います。出席された尾道市の保健部長は上島町出身の同級生であり、今後の介護や社

会福祉について情報の提供をいただき、共に支えあつていく旨の話ができたことも有意義な一日でした。

災害時における船舶による輸送等に関する協定調印式を4月26日に行いました。これは、上島町で災害が発生し、人や物資の輸送が困難になった場合に、優先して民間フェリーによる救助や支援を約束するものです。快く積極的に御了解いただいた各社の皆様に心からの敬意を表し、危機管理が更に充実できましたことに感謝申し上げます。



4月27日には広島県庁、三原市浄水場へ挨拶回りを行いました。今、上島町が水の心配をしなくて良いのは、広島県からの「友愛の水」のおかげであり、その恩を忘れないためにも担当部局への訪問は欠かさないようにしています。魚島や高井神地域の飲料水供給を含め、改めて水の大切さを確認致しました。

5月2日には町村会において伊方原発安全対策の視察を行い、危機管理への備えを充実させていることを確認しました。現状の生活レベルを維持するために電気は不可欠であり、メリットとデメリットを調整する知恵が必要であることは言うまでもありません。

5月12日の上島町中学校親善体育大会では、中学生の交流と熱い戦いが繰り広げられました。各部善戦の中、少ないメンバーでのサッカー部の優勝は、「やればできる」ことの証明であり、中学生の励みになったのではないのでしょうか。

5月13日には、台日交流瀬戸内しまなみ海道サイクリングが開催され、中村愛媛県知事や湯崎広島県知事をはじめとする関係首長、ジャイアント社の劉会長など台湾から40名の参加者を含め約150名によりしまなみ海道80キロを自転車で行きました。私も上島町の島々で練習を重ねていたので、島を繋ぐ橋への上り坂も問題ありませんでしたが、夜の台日交流会における台湾の習慣に合わせた乾杯の連続には、お酒の飲めない私はギブアップ寸前でした。しかし、「郷にいれば郷に従え」という言葉があるように、親交を深める為にも最後までお付き合いさせていただきました。おかげで台湾へのお誘いも受け、上島町を知っていただくこともでき、全国ネット等での放映もありましたので、今回のサイクリング参加は今後の交流や、世界中のサイクリストへの上島町紹介に大いに貢献できるものと考えています。



りであります。会長である北海道美瑛町浜田町長をはじめ全国各地から50名を超える首長やスポーツマンの皆様が来島され、春の上島町を楽しんでいただきました。加盟した2年前より上島町が美しくなっていること、食べ物美味しいこと、歓迎の太鼓が素晴らしいことなど、日本で最も美しい村としてふさわしい発展をしているとのことをお言葉をいただきました。

今後も「日本で最も美しい村」連合の推進目標である「5S運動」

§・・整理 いらない物を捨てる

§・・整頓 決められた物を決められた場所に置き、いつでも取り出せる状態にしておく

§・・清掃 常に掃除をして、職場（村の玄関）を清潔に保つ

§・・清潔 3S（整理・整頓・清掃）を維持する

§・・躰 決められたルール・手順を正しく守る習慣をつける

を上島町役場の目標として位置づけ、行政運営に活かしていきたいと考えています。

5月30日の全国離島振興協議会平成24年度通常総会において、「平成24年度重点推進項目について」「平成24年度事業計画について」等が議案として上程され承認されました。

これは、平成24年度の事業運営にあたり、昭和28年に制定され10年おきに改正・延長されてきた平成25年3月に期限の到来する現行離島振興法の改正・延長を実現させ、国家の責務による離島定住を確かなものとする。重点推進項目に取り組みと同時に、都道府県支部・市町村提出議題実現に向けて適切に対応するものです。

上島町から愛媛県案として提出した、岩城橋架

橋の要望を含んだ市町村提出議題（要望）も承認され、その後、私は愛媛県選出国會議員全員への陳情活動も行いました。

現在、与野党7党により議員立法として大詰めを迎えている今回の「離島振興法の一部を改正する法律」の特徴は、離島に対する国の責務を初めて明記していること。定住促進に向けて、新たに妊婦の通院・出産などの医療や高校生の修学などの教育、産業振興などのソフト事業に幅広く使える「離島活性化交付金」を創設していること。目的規定の明確化、基本方針・振興計画・基本的施策を充実させていること。主務大臣を追加することと実施体制を強化していること。財政・税制上の措置・公共事業予算の明確化、地域限定で規制緩和や優遇税制を認める離島特区の整備など、現行法22条から13条を追加・充実させ、これまでになかった画期的な離島振興政策実現のための法改正条文としてまとめられているということです。

この条文は、民主党離島政策プロジェクトチームの山田座長、自民党離島特別委員会の武部委員長、公明党離島対策本部の遠山本部長、みんなの党の桜内政調副会長、共産党の赤嶺離島振興対策委員会責任者、社会民主党の重野幹事長、国民新党の下地幹事長という各党の責任者の方々の御尽力はもちろん、実務を担当していただいた民主党打越事務局長、自民党宮腰事務局長、公明党山本博司事務局長、共産党塩川事務局長など、実務者会議だけでも13回を数える、表には見えてこない地道な協議・調整の賜物であります。また、衆参国會議員の先生方や各省庁並びに各関係者の皆様の御協力も忘れてはなりません。

先生方の中には自らの選挙区には離島もなく、選挙にも大きなプラスにならない立場の方もおり、私はこの「離島振興法の一部を改正する法律」成

立過程の生の現場に何度も立ち会わせていただき、議員立法の姿、真の政治家、国のリーダーたる者の姿勢を目の当たりに致しました。

尚、総会には吉田国土交通副大臣、仲野農林水産大臣政務官、福田総務大臣政務官をはじめ、上記に示した各党代表や実務者の先生方、愛媛県選出国會議員など、与野党から国會議員多数の御臨席を賜りました。私は会長代理として、代表挨拶や総会の議長を務めさせていただきました、最後に白川竜岐市長を新たな会長に選出致しました。

18時からの意見交換会においても、総会に出席された先生方や山口公明党代表、国會議員多数の御出席があり、全員の挨拶と共に有意義な懇談が行われました。（6月20日可決・成立）

5月24日、愛媛県は「平成25年度重要施策提案・要望」を発表し、6月4日に民主党県連に要望しました。これとは別に中村知事は、自民党をはじめ県選出国會議員にも直接協力を要請されました。

その目的は、平成25年度政府予算の編成及び政策の決定に当たり、政府にきめ細かな地域の実情を伝え、対応を求めるものであり、その内容は重点項目として「地方税財源の充実・強化」「東南海・南海地震対策の推進」「地域の安全・安心のための社会資本整備の促進」など21項目、重点項目として「地方分権改革の推進」「離島振興法の改正・延長」「鳥獣被害防止対策の強化」など24項目にわたっています。

新規に追加された四つの「最重要項目」の一つに、「社会資本整備総合交付金の別枠的予算配分」があり、中身は「岩城橋などの離島架橋事業について」との副題になっています。その内容は、「離島同士が合併した上島町の一体化を支援する上島架橋については、残る岩城橋を25年度に補助事業化するとともに、その後の工事着手が着実に推進

できるよう、別枠的な離島事業費を確保すること。」とあり、上島町の実情を十分理解してくださっている、中村知事の御配慮が強く反映されています。

上島町としてもすでに、各部単位で各担当課から重要案件や提案を示すこととしており、6月中に上島町最重要事項を作成し、7月中には関係省庁に出向いて陳情活動を実施することにしていきます。

上島町の財政状況については、平成23年度当初予算及び6月補正で取り崩しを予定していた総額8億9千万円の基金も、年度末には寄附金分の376万円を除き全額取り崩しを中止することができました。さらに、昨年度に引き続き、寄附金や利子相当額、貸付金償還分の積み立て以外に、3億1千7百万円を積み増すことができ、健全な財政運営を行っています。

結びに、「君子は義に喻り 小人は利に喻る」という論語があり、二宮尊徳翁も「遠くをはかる者は富み 近くをはかる物は貧す」、また「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」と残しています。

上島町行政運営も同様であり、健全な財政である今だからこそ、将来にわたり上島町が繁栄するよう、子ども達の未来の為に、目の前の利を全て刈り取ることなく、春にまいて秋に実る物を持つがごとく、現代の私達が辛抱しながら、長期的な計画を進めていかなければならない事を、改めて自覚しなければならぬと考えています。



各議案の主な内容及び議決結果

条例 議案

■専決処分の承認を求めることについて

●上島町税条例の一部を改正する条例

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を召集する暇が無かったので専決処分したものの。

—承認—

●上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を召集する暇が無かったので専決処分したものの。

—承認—

■上島町印鑑条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町行政組織条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町家族介護慰労金支給条例の一部を改正す

る条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町駐車場条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町下水道条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例

弓削日比321番地の1を買収し行政財産となつたため、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■上島町津波コミュニティアイランド条例の一部を改正する条例

津波コミュニティアイランド施設の改修及び新規施設が設置されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたものの。

—原案可決—

■愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

住民基本台帳法の改正等に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じたものの。

—原案可決—

補正予算議案

■平成24年度上島町一般会計補正予算《全1議案》

■一般会計

【補正額】 1億2400万円

【総額】 62億3000万円

—原案可決—

その他議案

■新たに生じた土地の確認について

公有水面の埋立てにより、新たに生じた土地を確認し、上島町弓削の区域内に編入したもの。

【土地の所在】 上島町弓削太田108、110、111、179から181まで、186の2、187の1から187の3まで、188、188の8、188の9及び189の地先

【面積】 1,373.80㎡

—可決—

■工事請負契約の締結について

●上島町弓削総合庁舎耐震補強工事

【契約方法】 随意契約

【契約金額】 82,425,000円

【契約の相手方】

今治市南大門町1丁目1-15

四国通建株式会社 代表取締役 阿部 健

—可決—

■辺地に係る総合整備計画の変更について

本町の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、変更する必要が生じたため。

—原案可決—